令和５年度名古屋市教育委員会第36号議案

名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則案について

１　改正理由・内容

(1) 名古屋商業高等学校等の学科の廃止について

令和４年度に学科改編を実施したことに伴い、名古屋商業高等学校の「商業科」「情報処理科」、若宮商業高等学校の「総合ビジネス科」「情報ビジネス科」「会計ビジネス科」の生徒は令和５年度末をもって全員が卒業するため、当該学科を廃止します。

(2) 桜台高等学校等の生徒定員の変更について

桜台高等学校等における学級数の変動に伴い、生徒定員を変更します。

| 名称 | 課程 | 学科 | 生徒定員変動 |
|---|---|---|---|
| 桜台高等学校 | 全日制 | 普通 | 920 → 960 |
| 緑高等学校 | 全日制 | 普通 | 1,000 → 1,040 |
| 山田高等学校 | 全日制 | 普通 | 880 → 920 |
| 名東高等学校 | 全日制 | 普通 | 920 → 960 |
| 西陵高等学校 | 全日制 | 総合 | 680 → 720 |
| 名古屋商業高等学校 | 全日制 | オフィスビジネス | 320 → 480 |
| | | ＩＴビジネス | 160 → 240 |
| 若宮商業高等学校 | 全日制 | 未来ビジネス | 320 → 480 |

２　施行期日

令和６年４月１日から施行します。

３　規則案

別紙のとおり

（令和６年３月22日提出　総務部総務課）

㊟

名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和６年３月　日

名古屋市教育委員会教育長　　坪　田　知　広

名古屋市教育委員会規則第　号

名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則

名古屋市立高等学校学則（平成11年名古屋市教育委員会規則第４号）の一部を次のように改正する。

別表名古屋市立桜台高等学校の項中「920人」を「960人」に改め、同表名古屋市立緑高等学校の項中「1,000人」を「1,040人」に改め、同表名古屋市立山田高等学校の項中「880人」を「920人」に改め、同表名古屋市立名東高等学校の項中「920人」を「960人」に改め、同表名古屋市立西陵高等学校の項中「680人」を「720人」に改め、同表名古屋市立名古屋商業高等学校の項を次のように改める。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 名古屋市立名古屋商業高等学校 | 全日制 | オフィスビジネス | 480人 |
| | | ＩＴビジネス | 240人 |
| | | グローバルビジネス | 120人 |

別表名古屋市立若宮商業高等学校の項を次のように改める。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 名古屋市立若宮商業高等学校 | 全日制 | 未来ビジネス | 480人 |

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。